

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 2 6 年法律第 4 5 号			
手続名	社会福祉事業経営者の許可取消等②	根拠条項	第 7 2 条第 2 項			
処 分 基 準	社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、社会福祉法第 7 2 条第 2 項に規定されている事由による。 1 第 7 7 条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に違反していること。 2 第 7 9 条（誇大広告の禁止）の規定に違反していること。					
	対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	障害福祉課	交付 機関	障害福祉課